



備考

1 各面共通関係

- ① 届出者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)④に従うこと。

(記入例) ② 

|   |   |
|---|---|
| 0 | 0 |
|---|---|

 ( 5 ) 

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 0 | 0 |
|---|---|---|

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

(記入例) ④ 

|   |   |
|---|---|
| 9 | 9 |
|---|---|

 ( ) 

|   |   |
|---|---|
| 5 | 0 |
|---|---|

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

|    |        |    |        |    |        |    |           |
|----|--------|----|--------|----|--------|----|-----------|
| 00 | 国土交通大臣 | 16 | 富山県知事  | 32 | 島根県知事  | 51 | 北海道知事(石狩) |
|    |        | 17 | 石川県知事  | 33 | 岡山県知事  | 52 | 北海道知事(渡島) |
| 02 | 青森県知事  | 18 | 福井県知事  | 34 | 広島県知事  | 53 | 北海道知事(檜山) |
| 03 | 岩手県知事  | 19 | 山梨県知事  | 35 | 山口県知事  | 54 | 北海道知事(後志) |
| 04 | 宮城県知事  | 20 | 長野県知事  | 36 | 徳島県知事  | 55 | 北海道知事(空知) |
| 05 | 秋田県知事  | 21 | 岐阜県知事  | 37 | 香川県知事  | 56 | 北海道知事(上川) |
| 06 | 山形県知事  | 22 | 静岡県知事  | 38 | 愛媛県知事  | 57 | 北海道知事(留萌) |
| 07 | 福島県知事  | 23 | 愛知県知事  | 39 | 高知県知事  | 58 | 北海道知事(宗谷) |
| 08 | 茨城県知事  | 24 | 三重県知事  | 40 | 福岡県知事  | 59 | 北海道知事(網走) |
| 09 | 栃木県知事  | 25 | 滋賀県知事  | 41 | 佐賀県知事  | 60 | 北海道知事(胆振) |
| 10 | 群馬県知事  | 26 | 京都府知事  | 42 | 長崎県知事  | 61 | 北海道知事(日高) |
| 11 | 埼玉県知事  | 27 | 大阪府知事  | 43 | 熊本県知事  | 62 | 北海道知事(十勝) |
| 12 | 千葉県知事  | 28 | 兵庫県知事  | 44 | 大分県知事  | 63 | 北海道知事(釧路) |
| 13 | 東京都知事  | 29 | 奈良県知事  | 45 | 宮崎県知事  | 64 | 北海道知事(根室) |
| 14 | 神奈川県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 46 | 鹿児島県知事 |    |           |
| 15 | 新潟県知事  | 31 | 鳥取県知事  | 47 | 沖縄県知事  |    |           |

- ③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) 

|   |
|---|
| H |
|---|

|   |   |
|---|---|
| 0 | 1 |
|---|---|

 年 

|   |   |
|---|---|
| 0 | 8 |
|---|---|

 月 

|   |   |
|---|---|
| 2 | 3 |
|---|---|

 日 

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| M | 明 | 治 | S | 昭 | 和 |
| T | 大 | 正 | H | 平 | 成 |

  
[平成元年8月23日の場合]

- ④ 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

- ア 個人の場合には記入しないこと。
- イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
- ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。
- エ 商法第188条第2項第9号の規定に基づき登記された共同代表については、「10」を記入すること。

|    |                  |    |              |    |     |
|----|------------------|----|--------------|----|-----|
| 01 | 代表取締役(株式会社・有限会社) | 04 | 代表社員(合名会社)   | 07 | 理事  |
| 02 | 取締役(株式会社・有限会社)   | 05 | 社員(合名会社)     | 08 | 監事  |
| 03 | 監査役(株式会社・有限会社)   | 06 | 無限責任社員(合資会社) | 09 | その他 |

- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例) 

|   |   |
|---|---|
| 1 | 3 |
|---|---|

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|

|  |
|--|
|  |
|--|

 [東京都知事登録第000100号の場合]

- ⑥ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により該当する市区町村のコードを記入すること。

- ⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 霞 | が | 関 | 2 | — | 1 | — | 3 | — |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

2 第一面関係

- ① (1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 項番「12」の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
  - ア 代表者に交代があった場合  
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
  - イ 代表者の氏名に変更があった場合  
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

項番 21 の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 代表者以外の役員に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

① 第三面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。

② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③ 項番 30 の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

④ 項番 31 の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 事務所を新設した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

イ 事務所を廃止した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

ウ 事務所の名称又は所在地に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

⑤ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ—（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 3 | — | 3 | 5 | 8 | 0 | — | 4 | 3 | 1 | 1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

⑥ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。

⑦ 項番 32 の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 30 の事務所ごとに作成すること。

ア 政令第2条の2で定める使用人に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

① 第四面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。

② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③ 項番 30 の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

③ 項番 41 の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 30 の事務所ごとに作成すること。

ア 専任の宅地建物取引士に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 専任の宅地建物取引士を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。